相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区鵜の木二丁目四八番地、最後の住所東京都中野区東中野四丁目二七番二七―九〇一号　被相続人　亡　加地永都子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室

相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南池袋二丁目一九番地、最後の住所東京都板橋区富士見町二六番八―四〇四号　被相続人　亡　上田　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市北二丁目二五番の八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齊藤　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央二丁目五五番地、最後の住所町田市山崎町二一三〇番地山崎団地五―一〇―二〇二　被相続人　亡　小川　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一Ｆ

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市千ヶ瀬町六丁目八八八番地、最後の住所東京都青梅市千ヶ瀬町一丁目一〇五番地千ヶ瀬第三住宅一一一号室　被相続人　亡　福澤幸一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一Ｆ

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区井土ケ谷下町三八番地一、最後の住所横浜市港南区野庭町一〇八番地の一コスモステーション上永谷一〇二号室　被相続人　亡　水谷　一平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

横浜市中区住吉町一丁目一二番地五　横浜エクセレントXVI　六階

相続財産管理人　弁護士　小川　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡六会村今田二三二番地、最後の住所神奈川県藤沢市今田二三二番地　被相続人　亡　井上　半藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地有楽ビル八階　相続財産管理人　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市野比二丁目二一五番地、最後の住所神奈川県横須賀市野比四丁目一四番三号　被相続人　亡　堀越　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

神奈川県横須賀市小川町一九番地小川町ビル二階　相続財産管理人　赤塚　泰弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区北河堀町一〇二番地、最後の住所大阪市天王寺区北河堀町八番五号　被相続人　亡　髙見征希子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五〇三号

相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市山本町北二丁目三二番地、最後の住所大阪府八尾市小畑町一丁目四二番地の二九　被相続人　亡　山本　孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

大阪府大阪市中央区北浜四―一―二一住友生命淀屋橋ビル六階

相続財産管理人弁護士　井上　敏志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市日下町一丁目一六二九番地、最後の住所大阪府東大阪市玉串元町一丁目六番一四号　被相続人　亡　野沢　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

大阪市北区西天満一丁目一番二〇―一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一階　相続財産管理人弁護士　平栗　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市西区水谷一丁目一一番、最後の住所神戸市西区水谷一丁目一一番二四号コミュニティホームハートケア神戸西　被相続人　亡　壽賀　可枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

事務所神戸市須磨区中落合二丁目二番五号名谷センタービル七階

相続財産管理人　司法書士　吉田　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿五二七番地、最後の住所鳥取県鳥取市若葉台南五丁目四番一八号　被相続人　亡　西浦　義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

鳥取市片原五丁目一二七番地

相続財産管理人　米村　耕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山口県萩市大字椿東四〇五番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　曽根田修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

山口県萩市大字東田町五二番地

相続財産管理人　弁護士　小林　亨

限定承認公告

本籍神奈川県大和市下鶴間二九一八番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　修

右被相続人は平成二十一年十一月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。なお、右被相続人は生前貸金業を営んでおりましたが、同人に不当利得金（過払金）返還請求権を有する相続債権者も、併せて、右期間内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

東京都東村山市秋津町四丁目二七番地

限定承認者　山口　美樹